

—CTBT 検証体制の機能展開：可能性と方向性—

石神輝雄

（在ウィーン国際機関日本政府代表部専門調査員）

報告の概要：

本報告は、（１）条約未発効のままであるも、暫定運用の概念の下、検証体制の整備・運用を行ってきたCTBT検証体制の現状を確認するとともに、（２）検証体制が起草当時の想定を超えた機能展開を果たしてきたのではないかとこの点を検討し、（３）その背景要因と必要性、そして（４）今後機能展開の可能性がいかなる側面にあり、どのような方向性で議論が行われる可能性があるかにつき、主に国際法の観点に基づき分析し、報告する。

問題の所在：

（１）条約未発効の長期化

署名開放より22年。発効要件国のすべての批准が近い将来達成される見込みはない。

（２）機構の暫定性の常態化

CTBTO準備委員会は暫定的性格のまま検証体制の運用を継続する公算が大きい。

（３）国際社会の動的変化

条約起草時に想定されていなかった新たな課題、科学的進歩に直面する事例が増加。

⇒ 条約未発効のまま機能展開を果たすことができるか、その方向性、そしてその限界は。

1. CTBT（O）の現状：普遍化の進展と検証体制の暫定運用

（１）CTBTの概要

- ・1996年9月の国連総会で採択，署名開放
- ・署名国数184カ国，批准国数168カ国（2019年3月末現在）

（２）CTBTO準備委員会

- ・1996年11月の署名国会議の決議で設立（事務局の職員数は現在300名弱）
- ・目的「CTBTの効果的な実施に必要な準備の遂行」と「第一回締約国会合の準備」（※CTBT第4条1項にて条約発効前の検証体制の整備を予定）
- ・国際監視制度（IMS）観測所は337施設中297施設が認証済（約9割が完成）
- ・国際データセンター（IDC）も暫定運用下，現地査察（OSI）の整備も進展

（３）検証体制の暫定運用—CTBTの機能展開の射程を定めるキー概念—

- ・CTBT検証体制の暫定運用とは：条約発効時に検証制度が，条約が定める要件を満たすことができるよう，IMS及びIDCを整備するとともに，その試験及び技術評価を通じて，実効性や精度の向上をはかること。
- （※条約法条約第25条が定める暫定的適用とは異なる。）

※内容はすべて筆者自身の観点に基づく私見であり，何ら代表部の意見を代表するものではない。

2. 検証体制の機能展開の内実（※本報告における定義）

- (1) 条約起草時に想定されていなかった任務・活動
- (2) 条約起草時に想定されていなかった科学的・技術的進展への対応

※条約起草時に導入されなかった検証制度（技術）の追加は条約発効後の改正による。
（例：衛星監視等）（第4条12項）

3. 検証体制の機能展開と新たな課題

(1) 条約起草時に想定がなかった任務・活動

- ・IMSデータ及びIDCプロダクトの核実験検知以外への利用（民生・科学利用）
 - 2004年12月のスマトラ沖地震による甚大な被害を端緒とした津波警報への活用
 - 2005年3月の準備委員会特別会期で津波情報センターへの情報提供開始を決定
 - 様々な見解の提起
 - ①条約・設立決議が定める機構の権限を超える活動
 - ②条約・設立決議が定める暫定運用内の活動（試験及び評価）
- ・核実験場廃棄の検証への関与
 - 2018年4月の北朝鮮による核実験停止声明
 - 2018年5月の北朝鮮による核実験場の爆破
 - ゼルボESによる累次の声明：OSI技術の活用を想定
 - 機構の主任務との関連性は高い。一方で条約は未発効且つ明示的定めはない。

(2) 条約起草時に想定がなかった科学的・技術的進展への対応

- ・条約上の制度：
 - 締約国会議の任務「条約の運用に影響を及ぼし得る科学及び技術の進歩の検討」
 - 個人資格の専門家からなる科学諮問委員会（SAB）を予定（第2条26項f）
 - ※OPCWの科学諮問委員会制度（CWC第8条22項）が基礎。
- ・未発効の準備委員会の下では科学諮問委員会（SAB）は未設置
- ・SAB未設置のBWCに近い運用か（BWC第12条）
- ・CTBTでの議論動向：軍縮検証機関にとって重要な科学技術の進展を設立文書に基づく国際機関の権限・機能へどのように反映させるか。

【これまでのCTBTと科学界の関係】

- 1976年：CCDによる科学専門家グループ(GCE)の設立（1996年まで存続）
- 2006年：国際科学シンポジウム”CTBT: Synergy with Science 1996-2006”を開催
- 2009年：国際科学研究会議（ISS09）を開催
- 2011年：科学技術会議（Science and Technology Conference）を開催。（以降2年毎）

4. 検証体制の機能展開の必要性—未発効の条約体制の機能展開の要因

- (1) 【機能展開の外的要因】国際社会の共通利益への貢献，新たな課題への対応
- (2) 【機能展開の内的要因】信頼性と実効性の維持向上，コスト・ベネフィットの観点
 - ⇒ 機構の設立文書の静態的性格と国際社会の動的変化の調和要請
 - ⇒ 核軍縮検証のための機関における実効性・精度向上の重要性
 - ⇒ 上記（1）及び（2）へ対応し，条約発効へ向けたモメンタムを維持する要請

5. 結語：今後の機能展開の可能性と方向性